

政府における避難区域のカテゴリー

○警戒区域

<http://www.kantei.go.jp/saigai/pdf/20110421110001shiji.pdf>

- 福島第一原発から半径 20km 圏内（海域も含む）を「警戒区域」に設定。平成 23 年 4 月 22 日午前 0 時以降、この区域への立ち入りは制限される。

○計画的避難区域

<http://www.meti.go.jp/press/2011/04/20110422004/20110422004-2.pdf>

<http://www.meti.go.jp/press/2011/04/20110422004/20110422004-3.pdf>

- 事故発生から 1 年の期間内に積算線量が 20 ミリシーベルトに達するおそれのあるため、住民等に概ね 1 ヶ月を目途に別の場所に計画的に避難を求める。
- 国際放射線防護委員会（ICRP）と国際原子力機関（IAEA）の緊急時被ばく状況における放射線防護の基準値（20～100 ミリシーベルト）を考慮。

○緊急時避難準備区域

<http://www.meti.go.jp/press/2011/04/20110422004/20110422004-2.pdf>

<http://www.meti.go.jp/press/2011/04/20110422004/20110422004-3.pdf>

- 福島第一原子力発電所の事故の状況がまだ安定していないため、今後なお、緊急時に屋内退避や避難の対応が求められる可能性が否定できない状況にある。
- このため、緊急時避難準備区域においては、住民に対して常に緊急的に屋内退避や自力での避難ができるようにすることが求められる。

○特定避難勧奨地点

<http://www.meti.go.jp/press/2011/06/20110616007/20110616007.html>

- 年間 20mSv を超えることが推定される地点。6 月 5 日、6 日、及び 10 日から 14 日まで国及び福島県で行った環境モニタリングの結果を踏まえて協議の上決定。
- 該当する住民に対して注意喚起、避難の支援や促進を行う。特に、妊婦や子供のいる家庭等の避難を促す。一律に避難を指示したり、産業活動を規制したりするようなことはない。

	計画的避難区域	特定避難勧奨地点
対象となる区域	事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超える地点が、地域全体に広がりをもって存在	事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超える地点が、地域の一部に存在（除染が容易でない住居の単位で存在）
安全性の観点	生活全般を通じて20mSvを超える懸念がある	線量の高い地点を離ればより低い線量であることから、必ずしも生活全般を通じて20mSvを超える懸念は少ない
政府の対応	計画的な避難（政府として一律に避難を求める）	注意喚起、情報提供、避難の支援等（政府として一律に避難を求めるものではない）